

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和 6 年度）

住 所 愛知県名古屋市中区十一番一丁目46番地

事業者名 名古屋臨海高速鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 豊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
全編成	開業時点のバリアフリー基準を満たしており、現時点で見直す計画はない。	特になし

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
接客サービス等の教育及び訓練	「あおなみおもてなしハンドブック」（当社作成の社員向けハンドブック）等を使い、運転係員に適宜教育を実施する。	社員教育について順次行っている。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
障害者等に関する研修教育の充実	・サービス介助及び救命講習の資格を有する社員が講師となり、新入社員に一律の教育を実施するとともに社員への教育を行うことで、旅客施設における誘導などの体制の充実を図る。	社員教育実施の上、介助、誘導等の支援に努める。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ホームページや掲示物にて情報提供する	・ホームページにて各駅のエレベーター及び階段が近い車両扉位置の案内等を掲載。また、全駅のホームと車両との段差を出来るだけ小さくするなどの配慮について掲載。	情報の提供を実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者等の接遇に関する研修教育の充実	障害者差別解消法の内容、障害種別の特性等について、新入社員に一律の教育を実施する。	新入社員研修にて順次行っている。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用者に対する広報活動及び啓発活動	・マナーアップに関するポスターの掲出による啓発 ・優先席利用に関するマナーについて、ヘルプマークステッカーの掲出、列車内案内表示（多言語）及び音声案内等による啓発。	啓発を実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

・車内案内表示器の更新、音声案内の多言語化（4か国語）を実施。 ・マナーアップに関するポスターの提出による啓発を駅および車内にて実施。
--

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

特になし
